

別表（第5関係）

おokayまの木で家づくり支援事業の助成金額等

事業区分	事業内容	助成金額及び限度額
新築木造住宅	①主要構造部材に県産乾燥材を8 m ³ 以上使用	定額 (一戸当たり20万円)
	②主要構造部材に県産森林認証材を4 m ³ 以上使用	1 m ³ 当たり30千円とし、1戸当たり24万円を上限とする。
既存住宅の改修 ※平成30年7月豪雨災害等被災住宅に限る	主要構造部材等に県産森林認証材を2 m ³ 以上使用	1 m ³ 当たり30千円とし、1戸当たり24万円を上限とする。

- ※1 助成対象は、居住部分に使用された木材とし、店舗や事務所等及び共同利用部分は含まない。
- ※2 事業内容①と②の重複は認めない。
- ※3 使用量に応じて助成金額を算定する場合の木材使用量は、小数点以下を切り捨て、整数止めとする。